

愛知県環境影響評価条例の一部改正について

[改正の背景・経緯]

環境影響評価法の一部改正（平成23年4月27日公布・平成25年4月1日完全施行）により、計画段階環境配慮書の作成、公表等を行う手続の創設等が行われたことなどを踏まえ、平成23年7月に「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」知事から愛知県環境審議会に諮問し、平成24年5月に同審議会から知事に答申された。

これを受け、平成24年6月定例議会に「愛知県環境影響評価条例の一部改正について」を提出し、同年7月5日に可決され、愛知県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成24年条例第49号）として同月6日に公布した。

1 配慮書の手続の創設

事業に係る計画の立案段階において、事業の実施想定区域における環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行い、その検討の結果について計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の作成、公表等を行う手続を創設し、その内容を次のとおり定めることとした。

- (1) 事業者（環境影響評価法の規定により配慮書の手続を行う者を除く。以下「配慮書事業者」という。）は、事業の実施区域等を決定するに当たり、一又は二以上の事業の実施想定区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項について検討を行わなければならないこと。
- (2) 配慮書事業者は、(1)の検討の結果について配慮書等を作成し、知事及び関係市町村長に送付し、及び公表しなければならないこと。
- (3) 配慮書事業者は、配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努め、配慮書について意見を求めたときは、意見の概要等を記載した書類を知事及び関係市町村長に送付しなければならないこと。
- (4) 知事は、関係市町村長及び愛知県環境影響評価審査会の意見を聴いて、配慮書について意見を述べるができること。
- (5) 配慮書事業者は、配慮書の内容を踏まえるとともに、(4)の知事の意見を勘案して事業の実施区域等を決定し、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成しなければならないこと。

[創設の理由]

従来の環境影響評価手続では、既に事業の枠組みが決定された段階で手続が開始されることから、より適正な環境配慮を行うために計画を見直すといった柔軟な対応が困難な場合があったため。

2 環境影響評価方法書等のインターネットの利用等による公表

事業者は、方法書、環境影響評価準備書、環境影響評価書及び事後調査報告書（以下「方法書等」という。）を作成したときは、インターネットの利用等により公表しなければならないこととした。

[義務化の理由]

従来から縦覧を義務付けてきた方法書等について、インターネットの利用等による公表を義務付けることにより、住民等が縦覧場所まで出向かなくても容易に閲覧できるようにするため。

3 環境影響評価方法書の説明会の開催

事業者は、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならないこととした。

[義務化の理由]

方法書の内容が専門的で分量も多くなってきたことから、説明会の開催を義務付けることにより、その内容についての住民の理解を促進するため。

4 勧告及び公表

知事は、配慮書事業者がこの条例の規定に違反して1（1）の検討を行わない場合等に勧告し、正当な理由がなくてその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができることとした。

5 条例の適用除外の事業の追加

災害復旧又は再度災害の防止のため緊急に実施する必要があると知事が認める事業については、この条例の規定は適用しないこととした。

[追加の理由]

東海地震、東南海地震等の大規模災害が発生した場合に、災害復旧又は再度災害の防止に迅速に取り組む必要がある場合があると考えられるため（約半数の都府県で同旨規定あり。）。

[従来の適用除外の事業]

- ・ 災害対策基本法の規定による災害復旧等の事業
- ・ 建築基準法の被災市街地の建築制限が適用される場合において、都市計画に定められる事業等
- ・ 被災市街地復興特別措置法の被災市街地復興推進地域において行われる事業

6 都市計画に定められる配慮書対象事業等に関する特例等

その他必要な規定の整備を行うこととした。

7 施行期日等

(1) 施行期日

この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。ただし、5については公布の日から、7(2)エについては同年2月1日から施行することとした。

(2) 経過措置

ア 2については、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書等について適用することとした。

イ 3については、この条例の施行の日以後に行う公告及び縦覧に係る方法書について適用することとした。

ウ 1については、この条例の施行の前日に方法書を公告した事業については、適用しないこととした。

エ 配慮書事業者は、この条例の施行前において、1の手続を行うことができることとした。

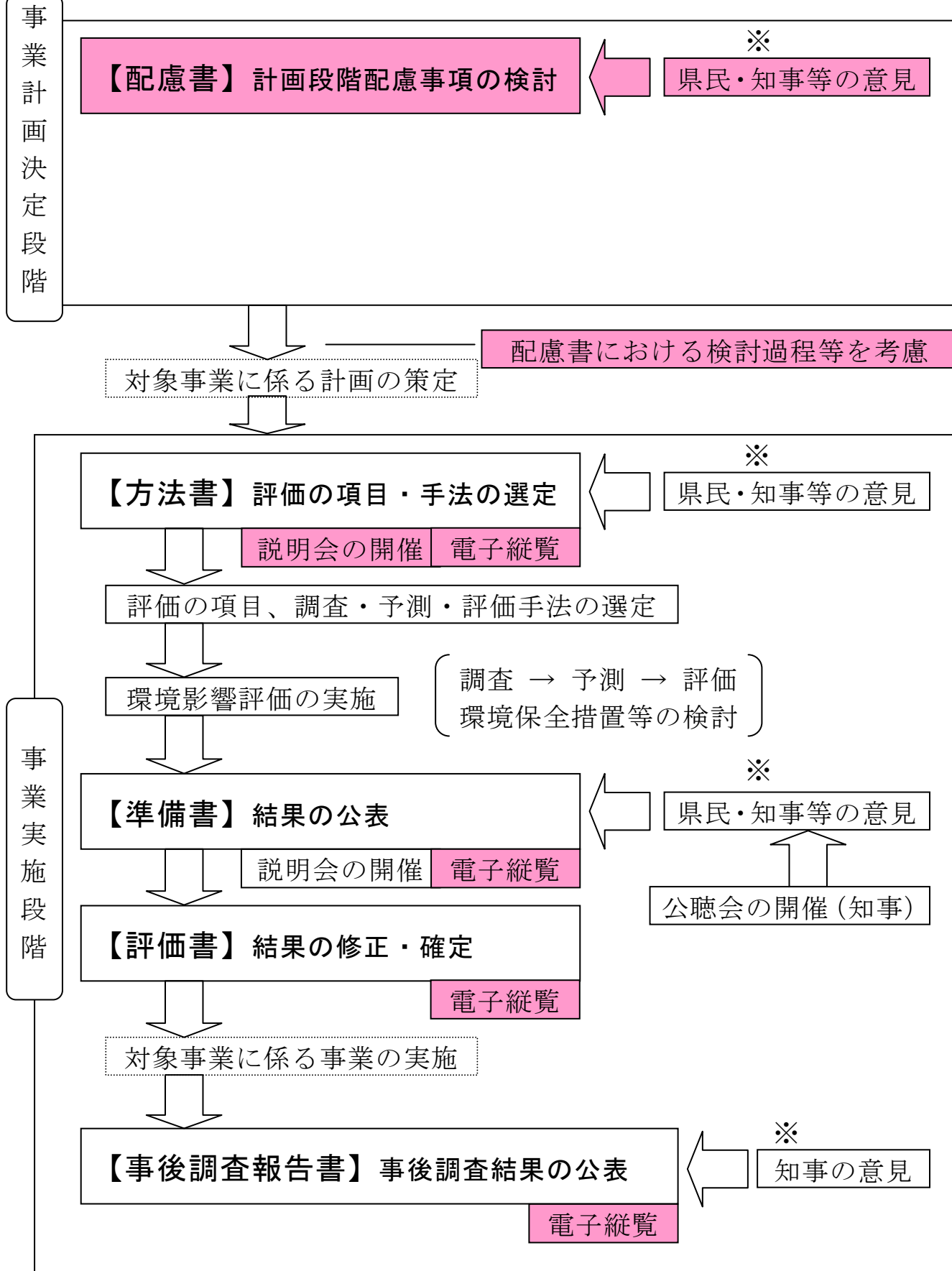
8 これまでの経過及び今後のスケジュール

平成23年	7月27日	愛知県環境審議会に「愛知県における環境影響評価制度のあり方について」諮問
	9月12日～	同審議会総合政策部会において審議（計3回）
平成24年	3月28日	総合政策部会（4回目） 中間とりまとめ
	4月6日～5月7日	パブリック・コメント
	5月29日	総合政策部会（5回目） 部会報告
	5月31日	愛知県環境審議会から答申
	6月15日	愛知県環境影響評価審査会に「環境影響評価指針の一部改正について」諮問
	6月18日	平成24年6月定例議会に「愛知県環境影響評価条例の一部改正について」提出
	7月6日	改正条例の公布（適用除外規定の施行）
	12月	愛知県環境影響評価審査会から答申
平成25年	1月	改正施行規則等の公布・改正指針の告示
	4月1日	改正条例の完全施行（改正法と同時施行）

改正条例と改正法の手続比較

改正条例の手続

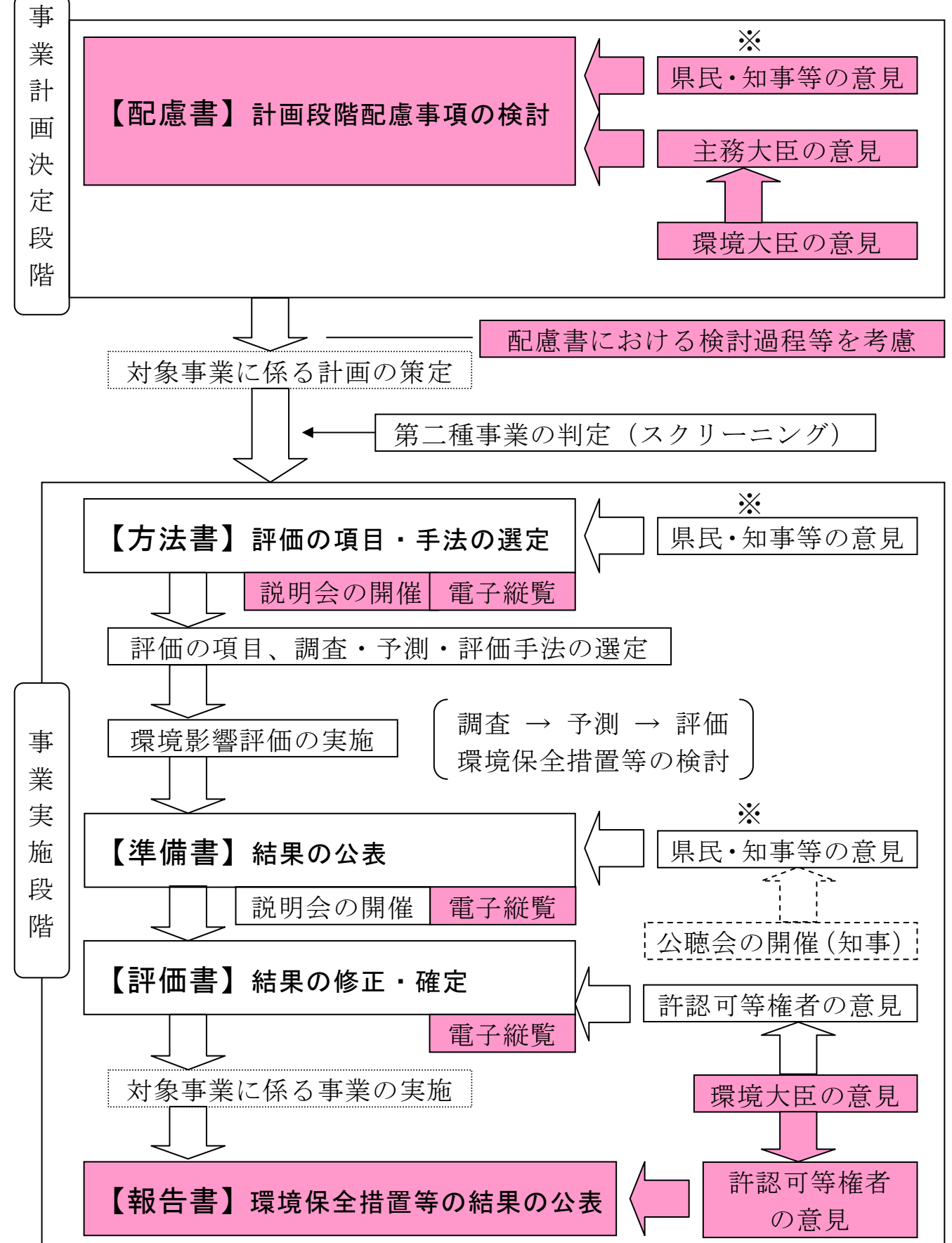
注) 網掛けが現行制度からの改正事項



※ 知事意見の形成に当たっては環境影響評価審査会の意見を聴取

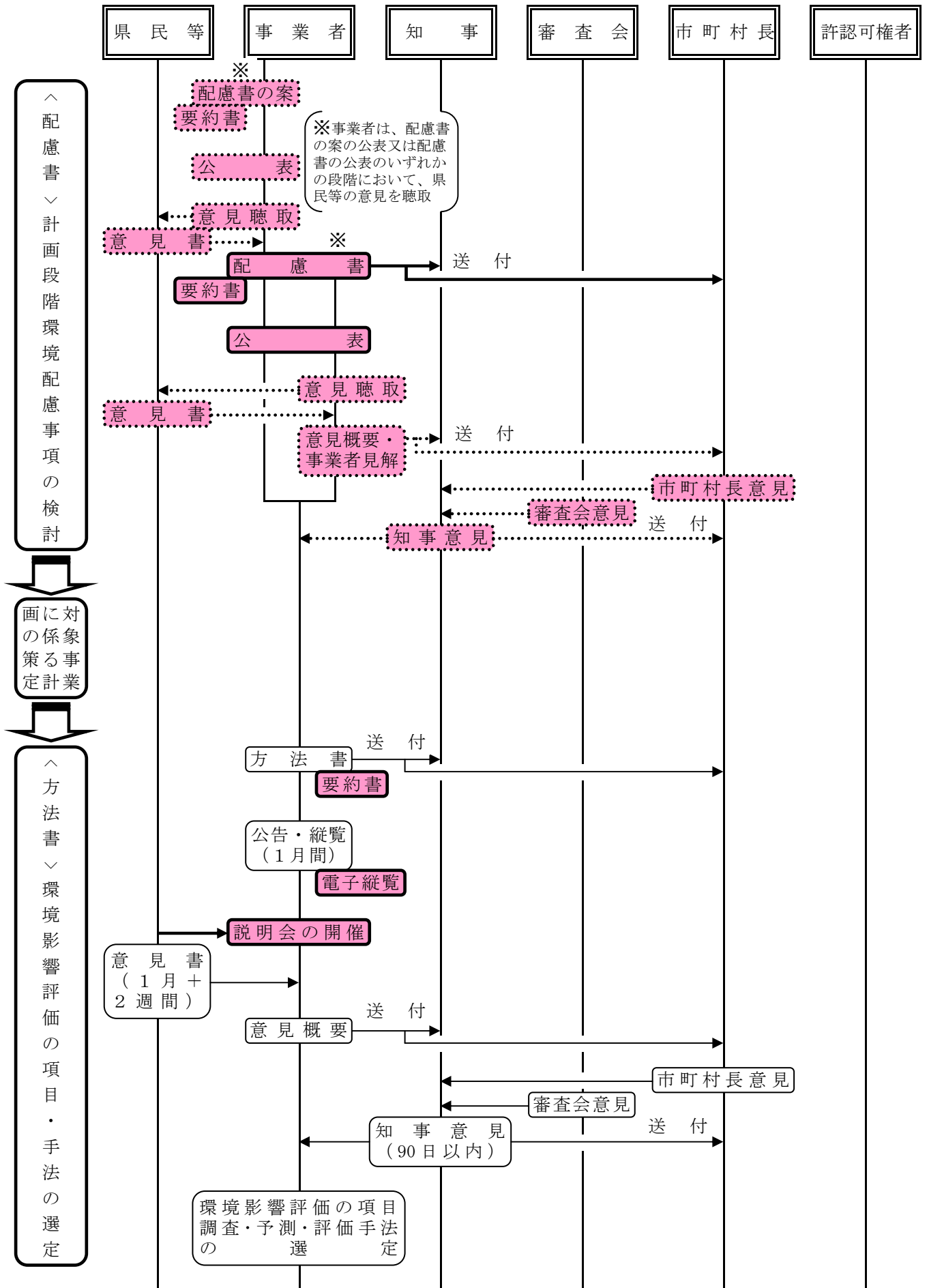
改正法の手続

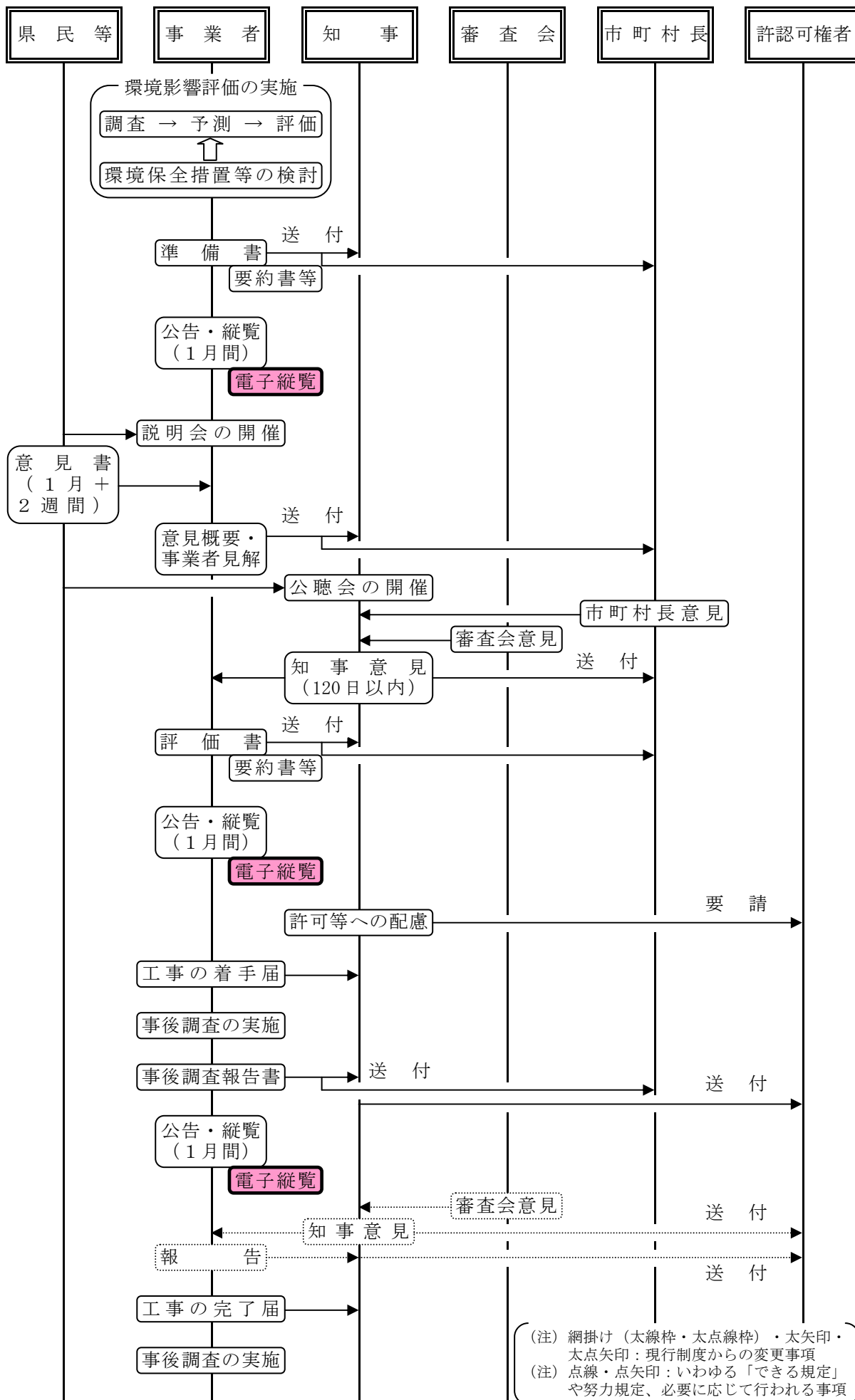
注) 網掛けが改正事項



※ 知事意見の形成に当たっては環境影響評価審査会の意見を聴取

今後の環境影響評価制度の手続イメージ





実評価
環境影
施の響

準備書
環境影
響評価の
結果の公
表

結果評
確の価
修書
定正

対象事
業に係
る事業
の実
査施

(注) 網掛け (太線枠・太点線枠)・太矢印・
太点矢印: 現行制度からの変更事項
(注) 点線・点矢印: いわゆる「できる規定」
や努力規定、必要に応じて行われる事項

環境影響評価の対象となる事業の概要

対象事業の種類	環境影響評価法対象事業		愛知県環境影響評価条例 対象事業
	第一種事業	(第二種事業)	
① 道路			
高速自動車国道	全て	—	—
指定都市高速道路（4車線以上）	全て	—	—
一般国道（4車線以上）	10km以上	7.5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
林道（幅員6.5m以上）	20km以上	15km以上20km未満	15km以上20km未満
県道・市町村道（4車線以上）	—	—	7.5km以上
② ダム・堰その他河川工事			
ダム	貯水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
堰	湛水面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
湖沼水位調節施設	湖沼開発面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
放水路	土地改変面積100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
③ 鉄道			
新幹線鉄道	全て	—	—
普通鉄道	10km以上	7.5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
新幹線・普通鉄道以外の鉄道	—	—	7.5km以上
新設軌道	10km以上	7.5km以上10km未満	7.5km以上10km未満
新設軌道以外の軌道	—	—	7.5km以上
④ 飛行場	滑走路長2,500m以上	1,875m以上2,500m未満	1,875m以上2,500m未満
⑤ 発電所			
水力発電所	出力3万kW以上	2.25万kW以上3万kW未満	2.25万kW以上3万kW未満
火力発電所（地熱以外）	出力15万kW以上	11.25万kW以上15万kW未満	11.25万kW以上15万kW未満
火力発電所（地熱）	出力1万kW以上	0.75万kW以上1万kW未満	0.75万kW以上1万kW未満
原子力発電所	全て	—	—
風力発電所	出力1万kW以上	0.75万kW以上1万kW未満	0.75万kW以上1万kW未満
⑥ 廃棄物処理施設			
ごみ処理施設	—	—	処理能力150 t / 日以上
し尿処理施設	—	—	処理能力150kℓ / 日以上
産業廃棄物焼却施設	—	—	処理能力150 t / 日以上
廃棄物最終処分場	30ha以上	25ha以上30ha未満	25ha以上30ha未満
⑦ 下水道終末処理場	—	—	11.25ha以上
⑧ 工場・事業場	—	—	燃料使用量11.25t/h以上又は 特定排出水の量7,500m ³ /日以上
⑨ 公有水面の埋立・干拓	50ha超	40ha以上50ha以下	40ha以上50ha以下
⑩ 土地区画整理事業			
都市計画に定められるもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
その他	—	—	75ha以上
⑪ 新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
⑫ 新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
⑬ 流通業務団地の造成			
流通業務市街地整備法に規定するもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
その他	—	—	75ha以上
⑭ 農用地の造成	—	—	75ha以上
⑮ レクリエーション用地の造成	—	—	75ha以上
⑯ 工業団地の造成			
首都圏・近畿圏で行われるもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	—
都市再生機構等が行うもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
その他	—	—	75ha以上
⑰ 住宅団地の造成			
都市再生機構等が行うもの	100ha以上	75ha以上100ha未満	75ha以上100ha未満
その他	—	—	75ha以上
⑱ 鉱物の掘採又は土石の採取	—	—	事業区域面積75ha以上又は 土地改変面積37.5ha以上
⑲ 複合開発事業	—	—	75ha以上
⑳ 港湾計画	埋立・掘込300ha以上	—	—

(注) 条例対象事業のうち法の第二種事業と重複するものについては、法による判定の結果、法対象事業とならなかったもののみ条例の対象事業となる。